

○盛岡・紫波地区環境施設組合長期継続契約を締結することができる 契約を定める条例施行規則

平成19年10月15日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、盛岡・紫波地区環境施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成19年盛岡・紫波地区環境施設組合条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 条例第2条第1号に規定する契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 事務用品機器の賃貸借に伴う契約のうち、電子複写機の賃貸借契約及び保守契約、印刷機の賃貸借契約及び保守契約
- (2) 情報処理システムの賃貸借契約及び保守契約
- (3) 事業用機材の賃貸借に伴う契約のうち、車両の賃貸借契約及び事業用備品類の賃貸借契約
- (4) 前各号に掲げるもののほか、管理者が定めるもの

2 条例第2条第3号に規定する契約は、ごみ収集運搬業務委託契約、焼却処理等業務委託契約、不燃物処理資源化等業務委託契約、リサイクルコンポストセンター等業務委託契約、ふれあい館管理業務委託契約及び清掃事務所等清掃業務委託契約その他これらに類する契約とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。